

京都市告示第396号

地方税法第20条の5の2第1項及び京都市市税条例第6条第3項の規定に基づき、同法等に基づく申告等（同法又は同条例に定める申告、申請、請求その他書類の提出（審査請求に関するものを除く。）又は納付若しくは納入に関する行為をいう。）の期限の延長（令和6年1月19日京都市告示第567号）において別途市長が定めることとされている期日のうち、次に掲げる地域に住所（法人（法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。）にあっては、主たる事務所又は事業所）を有する者に係るもの及び当該地域に源泉徴収に係る所得税の納税地がある特別徴収義務者に係るもの（当該地域に所在する事務所又は事業所における個人の市民税に係るものに限る。）については、その期限が令和6年1月1日から令和7年10月30日までの間に到来するものについて、令和7年10月31日とします。

令和7年9月17日

京都市長 松井 孝治

都道府県名	地域
石川県	輪島市、珠洲市、鳳珠郡穴水町、鳳珠郡能登町

（行財政局税務部税制課）